

令和 8 年 度

千葉市稲毛区町内自治会  
連絡協議会通常総会資料

日 時 令和 8 年 5 月 1 0 日 (日) 午前 1 0 時

会 場 穴川コミュニティセンター 1 階多目的室

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会

## 通 常 総 会 次 第

- 1 開 会 の こと ば
- 2 区 連 協 会 長 挨 拶
- 3 表 彰 式
- 4 来 賓 祝 辞
- 5 議 長 選 出
- 6 議 事 録 署 名 人 選 出
- 7 議 案 審 議

報告第1号	令和7年度要望事項の報告について	P 2～5
議案第1号	令和7年度事業報告について	P 6～11
議案第2号	令和7年度収入支出決算報告について (令和7年度監査報告について)	P 12～13 P 14
議案第3号	令和8年度役員(会長・副会長及び会計)の承認について	P 15
議案第4号	令和8年度事業計画(案)について	P 16～17
議案第5号	令和8年度収入支出予算(案)について	P 18～19
議案第6号	監事選任について	P 20

- 8 閉 会 の こと ば

# 令和8年度 受賞者名簿

(敬称略)

## ○稲毛区連協表彰内規第1条第1号

NO	地区	町内自治会名	氏名
		該当なし	

## ○稲毛区連協表彰内規第1条第2号

NO	地区	町内自治会名	氏名
1	19	稲毛三丁目町内会	

## ○稲毛区連協表彰内規第1条第3号

NO	地区	町内自治会名	氏名
1	39	作草部町第二町内会	

千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会表彰内規【一部抜粋】

(表彰の基準)

第1条 この内規は、稲毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉県町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。

(1) 5年以上引続いて町内自治会長の職にあつて退任したもの。

(2) 3年以上引続いて地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて退任したもの。

(3) 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて在職中に死亡したもの。

# 令和7年度要望事項の報告について

## 【市連協要望】

### 要望 1

第37地区（山王中学校区）

【要望】 初期消火用資機材購入時の補助金制度の新設について

・当37地区連協管内（11の町内自治会）は、消防署より離れた場所に位置し、交通渋滞等で火災通報後に消防車が到着するまで10分以上を要する実情があります。

また、ミニ開発された地域も多く、家屋が密集し、道路も狭隘しており、更に大型物流倉庫も増加し交通渋滞が多発しています。

・火災が発生した場合に延焼拡大の恐れが多いにあります。

・千葉市では、初期消火活動を自主防災組織による「排水栓を活用した初期消火活動」の推進実行を啓蒙されています。

また、更なる導入推進のため、資機材貸出事業も開始されました。

・一方、資機材等購入は、自主防災会の補助金しか適用されておらず、自治会の負担が多く、積極的な導入に苦慮しています。

・防犯カメラの補助金と同様に、初期消火用資機材としてスタンドパイプ式初期消火器具及び収納ボックスの購入経費の2/3～3/4程度を補助する制度の新設を要望します。

【回答】

初期消火活動における消火栓・排水栓の活用については、千葉県企業局等との協定により、自主防災組織を使用可能団体としております。

初期消火用資機材購入時の補助金制度につきましては、自主防災組織に対する資機材購入に対する助成制度を設けており、初期消火用資機材購入費用も助成対象としていることから、同制度をご活用いただきたく存じます。

なお、自主防災組織への助成については、自主防災組織へのアンケート調査の結果等を踏まえ、制度の在り方等について検討して参ります。

## 【区連協要望】

### 要望 1

第25地区（草野中学校区）

【要望】 スポーツセンターの歩道橋の修繕について

スポーツセンター前にある国土交通省（千葉国道事務所）の管轄している歩道橋が経年劣化により穴が開いているところがあり、応急処置で対応されている状態。

雨の時は滑りやすく、先日は杖をついた高齢者が滑っているのを見かけたことがあり、危ない状況。

ボロボロの状態なので、国土交通省（千葉国道事務所）へ要望し、滑り止め等の修繕をお願いしたい。

【回答】

道路管理者である国土交通省千葉国道事務所に伝えたところ、「5年に1回の定期点検を行い、当該歩道橋は2022年度に実施しております。点検の結果、状況に応じて修繕などを行うことにしており、応急処置が必要な箇所については、滑り止め等の措置も踏まえ、検討・補修していきます。」と伺っております。

担当：建設局 道路部 道路計画課

## 要望 2

第25地区（草野中学校区）

【要望】京成バス停留所（草野団地入口）付近の歩道の冠水について

国道16号線（稲毛駅方面）のバス停（草野団地入口）から北側に30mほど離れた場所の歩道が、雨天時に広い範囲で水が溜まってしまう。

通行に支障をきたすため、該当の歩道を管轄している国土交通省（千葉国道事務所）へ要望し、対処願いたい。

【回答】

道路管理者である国土交通省千葉国道事務所へ伝えたところ、「現地を確認し、他の箇所との優先順位を踏まえ、補修方法等について検討していく」と伺っております。

担当：建設局 道路部 道路計画課

## 要望 3

第25地区（草野中学校区）

【要望】 JR 稲毛駅東口のバス停屋根（山王町行）の延長について

JR 稲毛駅東口には複数のバス停があり、最も利用されているのが山王町行である。各バス停には雨を防ぐ屋根が設置されているが、山王町行のバス停の屋根は他の乗り場と比較すると短く、風雨の日には多くの利用者が濡れてしまう。他の乗り場ではほとんどの利用者が屋根の下に並ぶことができ、不公平な状況である。そのため、屋根の延長をお願いしたい。

【回答】

現状では、バス停屋根の延長の予定はありませんが、現在、駅前広場改善方策の検討を進めているところであり、その中で、バス停屋根についても、利用者の利便性や快適性が向上するよう、検討することとしております。

担当：花見川・稲毛土木事務所 維持建設課  
都市局 都市部 市街地整備課

令和7年度事業報告書

<p>令和7年4月8日(火) 監事会 監事による監査を実施</p>	<p>稲毛区役所会議室において監事を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度収入支出決算審査について</li> <li>2 通常総会監査報告者の選任について</li> </ol>
<p>令和7年4月8日(火) 第1回三役会・理事会</p>	<p>稲毛区役所講堂において三役会・理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区連協役員の改選について</li> <li>2 令和6年度事業報告について</li> <li>3 令和6年度収入支出決算報告及び監査報告について</li> <li>4 令和7年度事業計画(案)について</li> <li>5 令和7年度収入支出予算(案)について</li> <li>6 令和7年度通常総会の役割分担等について</li> <li>7 その他(市連協役員専門部会の選出等)</li> </ol>
<p>令和7年4月22日(火) 通常総会打ち合わせ会</p>	<p>稲毛区役所講堂において通常総会打ち合わせ会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総会役割分担と総会スケジュールの確認について</li> <li>2 当日の進行台本の確認について</li> <li>3 区連協表彰について</li> <li>4 その他(投票立会人の依頼の事前周知)</li> </ol>
<p>令和7年5月11日(日) 通常総会</p>	<p>穴川CC多目的室にて通常総会を実施し、下記事項について報告及び決議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度事業報告について</li> <li>2 令和6年度収入支出決算報告について (令和6年度監査報告について)</li> <li>3 令和7年度役員(会長、副会長及び会計)の承認について</li> <li>4 令和7年度事業計画(案)について</li> <li>5 令和7年度収入支出予算(案)について</li> <li>6 監事選任について</li> </ol>
<p>令和7年6月10日(火) 第2回三役会・理事会</p>	<p>稲毛区役所会議室において三役会・理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 稲毛区地区連協交付金について</li> <li>2 令和7年度区連協要望事項について</li> <li>3 その他(稲毛区明るい選挙推進協議会について)</li> </ol>
<p>令和7年7月24日(木) 第3回三役会・理事会</p>	<p>稲毛区役所会議室において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会について</li> <li>2 その他(稲毛区地区連協負担金の回収について)</li> </ol>

令和7年10月19日(日)	第33回稲毛区民まつり
令和7年11月10日(月) 第4回三役会・理事会	<p>稲毛区役所会議室において三役会・理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会について</li> <li>2 令和7年度区連協要望の結果について</li> <li>3 その他(令和8年 年賀名刺交換会について)</li> </ol>
令和8年1月15日(木) 第5回三役会・理事会	<p>稲毛区役所会議室において三役会・理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市から依頼している町内自治会業務の棚卸について(市民自治推進課)</li> <li>2 区連協表彰推薦依頼について</li> <li>3 視察研修会について</li> <li>4 第3轟住宅親和会について</li> <li>5 その他(令和8年度のスケジュールについて)</li> </ol>
令和8年2月5日(木) 視察研修会	<p>下記施設において視察研修会を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京大空襲・戦災資料センター(東京都江東区)</li> <li>2 虹の下水道館(東京都江東区有明)</li> </ol> <p>研修詳細については別紙「視察研修会報告」参照</p>
令和8年3月4日(水) 第6回三役会・理事会	<p>稲毛区役所会議室において三役会・理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金の実績報告等について</li> <li>2 令和7年度決算見込みについて</li> <li>3 令和8年度通常総会の開催について</li> <li>4 令和8年度区連協要望事項の提出について</li> <li>5 その他(令和8年度地区連負担金・交付金(見込み)等)</li> </ol>

# 令和7年度 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会報告

1. 視察日 令和8年2月5日（木）

2. 視察先 ①東京大空襲・戦災資料センター（東京都江東区北砂）

②虹の下水道館（東京都江東区有明）

3. 参加者 25名（事務局職員3名含む）

4. 行程 稲毛区役所 ～ 東京大空襲・戦災資料センター（見学）～

楠公レストハウス（昼食）～ 虹の下水道館（見学）～稲毛区役所

5. 視察内容

（1）東京大空襲・戦災資料センター

ア 目的

東京はなぜ空襲を受け、大きな被害が出たのか。人々がどのような経験をしてその後、生きていったのか。そして、日本社会はその歴史と経験にどのように向き合ってきたのかを学び伝える機会とする。

イ 施設概要

東京大空襲・戦災資料センターは、1945年3月10日東京の下町一帯が焼け野原となった東京大空襲を専門に扱う資料館である。

当初、都が建設を準備検討していた資料館であったが、その後、計画は凍結となり、民間募金や資料収集の甲斐あって民間の研究所の附属博物館となった。

その後現在にいたるまで文科省の科学研究費の交付を受けるなど研究を本格化させ報告書の形で公開するなど展示を充実させてきた。

ウ 展示概要

・ 1階＝東京大空襲についての映像と解説、また海外での空襲の歴史などを年表やパネルを展示。

被災地図を見ながら、なぜ東京を空襲の標的にしたのか、被害がどのように広がっていったのかについての解説。

・ 2階＝東京大空襲前～空襲～空襲後までを時系列に展示。

① 当時の暮らしや学校の様子、当時の家屋を再現。

灯火管制下のうすぐらい部屋の様子が再現されている。防空備品の展示あり。

② 空襲の実相。焼夷弾の模型あり。写真や被災品、体験記。

3月10日の下町大空襲では低高度から大量の焼夷弾を投下した空襲であった。折から

の強風もあり火災の広がり方はさらに大きくなり下町の大半を焼き尽くした。

(家屋27万戸／罹災者100万人)

③ 証言映像

④ 空襲後の仮埋葬や戦災孤児について。その後の問題。

公園や寺院の境内などに穴を掘って遺体を仮に埋葬した。その後掘り返されて火葬されたものもあるが未だに引き取られない遺骨が多くある。

エ 所感

学校の授業で広島や長崎、沖縄戦にふれることはあっても、東京大空襲について詳細に学ぶことはなかったように思う。日本の戦意を失わせるために首都であり人口が密集した東京を狙った無差別爆撃であり、わずか2時間半ほどの時間で10万人もの民間人が犠牲になったという事実を改めて触れ、胸が締め付けられる思いであった。

生き残った人々も、場合によっては家族を失って孤児になり、親戚に引き取られたとしても戦後の食糧難の中で苦しい生活を送らざるを得ないことが多かったという。

こうしてたくさんの人々の犠牲の上にできあがったのが現在の東京であり、この平和がずっと続いてほしいと願わずにはいられない。

空襲を体験された方の映像の中で、この事実が風化していくことが心配、自分たちがいなくなったあとを生きる若い人たちに語りついでいきたいというお話があった。これから先ますます戦争を経験された方々の数は減り、戦争を知らない世代ばかりになっていく。戦争はどこか他人事のような気持ちになるが世界ではまだ戦争が行われている地域もたくさんある。「なぜ戦争をしてはいけないのか」、今回自分たちと同じ一般の市民が犠牲になったという過去の歴史からその悲惨さを学ぶことにより今世界で起きていることを自分事として捉えるきっかけになった。

東京大空襲・戦災資料センターでの様子



## (2) 虹の下水道館

### ア 目的

首都東京の水はどこから来て、どこへ行くのか。何気なく利用している水を使用した後、汚れた水が川や海に還っていくまでを知ること、下水道の役割や大切さに気付く機会とする。

### イ 施設概要

東京都江東区の水再生センターの5階に位置し、東京都水道局による下水道をテーマとした体験型の広報施設である。

1996年、有明下水処理場（現有明水再生センター）の見学説明室として開設され、その後改修を経て2013年に再オープンした。

館内ではレインボータウンを舞台に下水道局員の仕事に触れる体験や実際に生活の中の水の流れを体感することができる。

### ウ 展示概要

① レインボーシネマ・・・下水道管やマンホールについて学ぶワークショップ。

- ・下水道管は直径25cm～8.5m（コンクリートや塩化ビニル製）。
- ・マンホール（人孔）が丸いのは向きを変えても落下しないようにするため。
- ・マンホールの蓋の数字・記号・色で敷設された年や、管の種類（黄／合流管か污水管、青／雨水管）がわかるようになっている。またマンホールの耐荷重についても記載あり。

② 水再生センター・・・下水道局員の仕事（ポンプ所・中央監視室・水質検査室）について理解を深める。

- ・排水は、排水設備→下水道管→ポンプ所→沈砂池→第一沈殿池→反応槽→第二沈殿池→（塩素消毒）→川や海へ。
- ・クマムシなどの微生物が汚れの分解を助けている。
- ・アース君の家＝下水道局キャラクター「アース君」の家を模したシースルーハウスで、外から来た水がどのように家までやってきて、使用後にどのように排水されていくのかを実際に水を流して見学することができる。
- ・マンホールの内部や下水道管の再構築工事の様子を外から見られるブースもある。
- ・マンホール内に入る場合には、安全のために、「人数確認の一覧表」「硫化水素濃度の確認」「天気の確認（雨が降ったら入らない）」を徹底している。

### エ 所感

普段はあまり考えることのない「水はどこからきてどこへ還っていくのか」。そして身近なマンホールなどについても知らないことばかりで驚いた。

普段の生活の中で下水道管を見ることはまず無いものの、私たちが排水をする量は1日あたり平

均230Lにもなる。下水管が無かったら今の生活は成り立たない。そうなる私たちが流す生活排水に油が混じっていることで排水管・下水管が詰まってしまうことなど普段の自分の行動を振り返るきっかけともなった。

また、昨今のゲリラ豪雨など多量の雨が降った際にはすみやかに下水道管で流して排水するなど私たちの生活を守ってくれる大事なインフラでもある。

下水道に関わる人々が様々な危険と隣り合わせの中、日々の作業、点検保守に携わってくださっていること、また自然を守るための水質管理をしてくださっていることにも感謝したい。

#### 虹の下水道館での様子



## 議案第2号

## 令和7年度収入支出決算書

## 収 入

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

(単位:円)

科目		当初予算額	予算現額	収入済額	差引額 (対予算現額)	摘要
項	目					
補助金		1,516,000	1,516,000	1,516,000	0	区連協補助金の返還額:0円
	区補助金	1,516,000	1,516,000	1,516,000	0	
負担金		92,900	92,900	92,900	0	地区連協負担金(稲毛区内各地区連協) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
	負担金	92,900	92,900	92,900	0	
繰越金		742,405	742,405	742,405	0	
	前年度繰越金	742,405	742,405	742,405	0	
雑収入		1,184	1,184	1,953	769	預金利子
	雑収入	1,184	1,184	1,953	769	
計		2,352,489	2,352,489	2,353,258	769	

支 出

(単位:円)

科 目		当初予算額	流用額	予算現額	支出済額	差引額 (対予算現額)	摘要
項	目						
事務費		400,000	38,317	438,317	438,317	0	
	事務費	400,000	38,317	438,317	438,317	0	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		183,000	0	183,000	68,101	114,899	
	総会費	153,000	0	153,000	55,206	97,794	総会に係る表彰用品・開催案内郵送代等
	役員会議費	30,000	0	30,000	12,895	17,105	会議飲料代・会場使用料等
旅費・報償費		376,000	0	376,000	329,792	46,208	
	活動研修費	250,000	0	250,000	224,792	25,208	視察研修会
	費用弁償	126,000	0	126,000	105,000	21,000	会議出席者交通費
交付金		782,000	0	782,000	746,866	35,134	
	交付金	782,000	0	782,000	746,866	35,134	稲毛区内各地区連協への交付金
交際費		20,000	0	20,000	8,000	12,000	
	交際費	20,000	0	20,000	8,000	12,000	年賀名刺交換会会費・弔慰金
予備費		591,489	▲ 38,317	553,172		553,172	
	予備費	591,489	▲ 38,317	553,172		553,172	
計		2,352,489	0	2,352,489	1,591,076	761,413	

(収入済額)

2,353,258円

—

(支出済額)

1,591,076円

=

(繰越予定額)

762,182円

(次年度へ繰越)

# 令和6年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 収入支出監査報告書

## 監査対象

令和6年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会収入支出決算書及び関係帳簿等

## 監査期日

令和7年4月8日

## 監査所見

令和6年度の収入支出決算額は、出納書類を余すことなく精査のうえ、その内容について厳正に監査した結果、適正に処理されており、正当なものと認めたのでご報告いたします。

令和7年4月4日 監事

令和7年4月8日 監事

議案第3号

令和8年度役員（会長・副会長及び会計）の承認について

会 長      轟町中学校区      


副会長      小中台中学校区      


副会長      草野中学校区      


会 計      千草台中学校区      


会 計      山王中学校区      

(備 考)

理 事      稲毛中学校区      

都賀中学校区      

緑が丘中学校区      

緑町中学校区  
緑 ・ 黒 砂      

## 令和8年度事業計画（案）について

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 区行政との連絡及び協力に関すること。  
区民参加の市政を推進するため、地域と行政を結ぶパイプ役として地域の発展に寄与貢献する。
- 2 住民福祉の向上と青少年の健全育成に資する良好な環境等の保全と住民相互の連帯意識の高揚を図り、安全で安心な住みよいまちづくりを推進する。
  - (1) ごみの積極的な減量、リサイクルの実践及びごみ捨てモラルの向上を図る。
  - (2) 駐車モラルの向上など、良好な交通環境の確保を図る。
  - (3) 地域における自主防災組織の結成を図る。
  - (4) 防災訓練の実施などを通じ、防災意識の高揚を図る。
  - (5) 防犯活動（防犯パトロール等）の推進を図る。
  - (6) 稲毛区民まつりへ協力・参加をする。
  - (7) 青少年の健全育成に協力する。
- 3 要望事項を提出し、その達成を図る。  
区内各地域に共通する諸問題及び区民に関する諸事業についての要望事項を行政と共に検討し、その達成を図る。
- 4 その他必要な事項に関すること。  
その他区連協活動の向上を図るための諸事業を実施する。

### 主な会議等の予定

R8 年度日程	内容
令和 8 年 4 月 7 日(火) 13:30~ (監事会) 14:00~ (三役会・理事会)	監事会 第 1 回三役会・理事会 ・役員改選 ・R7 年度事業報告、決算監査報告 ・R8 事業計画、予算計画 ・通常総会実施方法、等
令和 8 年 4 月 21 日(火) 14:00~ (通常総会打ち合わせ会)	通常総会打ち合わせ会 ・通常総会に係る打合せ ・被表彰者の確認
令和 8 年 5 月 10 日(日) 穴川 CC 多目的室 10:00~	通常総会
令和 8 年 6 月 9 日(火) 16:00~ (三役会・理事会) 18:00~ (懇親会)	第 2 回三役会・理事会 ・地区連交付金の交付手続 ・区連協要望事項検討 区連協懇親会
令和 8 年 7 月 14 日(火) 14:00~ (三役会・理事会)	第 3 回三役会・理事会 ・地区連負担金の徴収 ・視察研修会
令和 8 年 10 月 18 日(日)	第 3 4 回稲毛区民まつり
令和 8 年 11 月 9 日(月) 14:00~ (三役会・理事会)	第 4 回三役会・理事会 ・視察研修会視察候補地決定 ・区連協要望事項の結果報告
令和 9 年 1 月 14 日(木) 16:30~ (三役会・理事会) 18:00~ (新年会)	第 5 回三役会・理事会 ・区連協表彰推薦依頼 ・視察研修会詳細説明 区連協新年会
令和 9 年 2 月 3 日(水)	視察研修会
令和 9 年 3 月 3 日(水) 15:00~ (三役会・理事会)	第 6 回三役会・理事会 ・R8 決算見込み ・R8 地区連交付金実績報告依頼 ・R9 通常総会について ・R9 要望事項の依頼

## 議案第5号

## 令和8年度収入支出予算書(案)

## 収入

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

(単位:円)

科目		本年度予算額	前年度決算	前年度予算額	増 減 (対前年度予算)	摘要
項	目					
補助金		1,476,000	1,516,000	1,516,000	▲ 40,000	区町内自治会連絡協議会運営補助金
	区補助金	1,476,000	1,516,000	1,516,000	▲ 40,000	
負担金		92,600	92,900	92,900	▲ 300	地区連負担金(9地区) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
	負担金	92,600	92,900	92,900	▲ 300	
繰越金		762,182	762,182	742,405	19,777	
	前年度繰越金	762,182	762,182	742,405	19,777	
雑収入		1,822	1,953	1,184	638	預金利子
	雑収入	1,822	1,953	1,184	638	
計		2,332,604	2,373,035	2,352,489	▲ 19,885	

支 出

(単位:円)

科 目		本年度予算額	前年度決算	前年度予算額	増 減 (対前年度予算)	摘要
項	目					
事務費		<b>450,000</b>	<b>438,317</b>	<b>400,000</b>	<b>50,000</b>	
	事務費	450,000	438,317	400,000	50,000	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		<b>183,000</b>	<b>68,101</b>	<b>183,000</b>	<b>0</b>	
	総会費	153,000	55,206	153,000	0	消耗品代・総会案内郵送代・区連協表彰経費等
	役員会議費	30,000	12,895	30,000	0	お茶等
旅費・報償費		<b>376,000</b>	<b>329,792</b>	<b>376,000</b>	<b>0</b>	
	活動研修費	250,000	224,792	250,000	0	視察研修会
	費用弁償	126,000	105,000	126,000	0	役員の交通費等
交 付 金		<b>778,000</b>	<b>746,866</b>	<b>782,000</b>	<b>▲ 4,000</b>	
	交 付 金	778,000	746,866	782,000	▲ 4,000	9地区連協への交付金(振込手数料含む)
交 際 費		<b>20,000</b>	<b>8,000</b>	<b>20,000</b>	<b>0</b>	
	交 際 費	20,000	8,000	20,000	0	弔慰金・見舞金
予 備 費		<b>525,604</b>	<b>0</b>	<b>591,489</b>	<b>▲ 65,885</b>	
	予 備 費	525,604	0	591,489	▲ 65,885	
計		<b>2,332,604</b>	<b>1,591,076</b>	<b>2,352,489</b>	<b>▲ 19,885</b>	

監事の選任について

監 事

---

監 事

---

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 町内自治会一覧表(183自治会)

通番	地区	枝番	町内自治会等名
1	06	001	園生町内会
2	06	002	園生三和会
3	06	003	園生台自治会
4	06	004	園生町みどり会
5	06	005	園生町双葉自治会
6	06	006	グリーンプラザ園生自治会
7	06	007	園生新和会
8	06	008	稲毛パークハウス自治会
9	06	009	小中台町内会
10	06	010	小中台親和会
11	06	011	小仲台第五自治会
12	06	012	第二徳川園町内会
13	06	013	ビレッジハウス小中台自治会
14	06	014	小中台中央会
15	06	017	小仲台自治会
16	06	019	小仲台新向会自治会
17	06	023	イトーピア稲毛マンション自治会
18	06	024	宮野木町内会
19	06	025	宮野木第一自治会
20	06	026	小仲台中自治会
21	06	027	コープ園生自治会
22	06	028	園生ガーデニアハイツ自治会
23	06	029	園生町園和会
24	06	030	野村宮野木住宅地自治会
25	06	031	稲毛ビューハイツ自治会
26	06	032	ソフィア稲毛自治会
27	06	033	ワコーレ稲毛ガーデン自治会
28	06	034	第5稲毛ハイツ自治会
29	06	035	光建ホーム稲毛自治会
30	06	037	第2稲毛ハイツ管理組合自治会
31	06	038	第3稲毛ハイツ自治会
32	06	039	テラスハウス稲毛管理組合自治会
33	06	040	コスモ稲毛グランエール自治会
34	06	041	宮野木あさま台自治会
35	06	042	ライオンズガーデン園生町自治会
36	06	044	フラワーヒルズ自治会
37	06	045	プライムステージ稲毛小中台自治会
38	06	046	ダイアパレス稲毛緑園自治会
39	06	047	アクアフォレスト・ルネ稲毛自治会
40	06	048	さくら自治会
41	06	049	小仲台住宅2号棟自治会
42	06	050	ウィズ稲毛ヒルトップテラス自治会
43	06	052	Brillia稲毛自治会
44	06	053	稲毛小仲台緑の会
45	06	054	宮野木町第1団地4棟・5棟管理組合
46	06	055	稲毛ヒルトップ・フォート自治会
47	06	056	園生の丘自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
48	15	001	轟町第一親睦会
49	15	002	轟町第一団地自治会
50	15	003	轟町一丁目自治会
51	15	005	轟町新生自治会
52	15	006	轟町五一四自治会
53	15	007	轟町四丁目町内会
54	15	008	轟町3丁目自治会
55	15	009	轟町親交会
56	15	012	轟町さくら会
57	15	013	弥生県営住宅弥生会
58	15	014	弥生町自治会
59	15	017	穴川町会
60	15	018	弥生会
61	15	020	黒砂台高灯会
62	15	021	ハッコー稲毛マンション自治会
63	15	022	県営住宅轟団地自治会
64	15	023	シャルム稲毛自治会
65	15	024	轟住宅自治会
66	15	025	シャルム西千葉自治会
67	15	026	西千葉パーク・ホームズ自治会
68	15	027	轟町第一団地2棟自治会
69	15	028	ユービセーヌ西千葉自治会
70	15	029	シーアイマンション西千葉自治会
71	15	030	轟町五丁目自治会
72	15	031	ウイズ西千葉自治会
73	15	032	ハイホーム稲毛チェリーヒルズ自治会
74	19	001	稲毛一丁目第一自治会
75	19	002	稲毛1丁目第2自治会
76	19	005	稲毛三丁目町内会
77	19	006	稲毛三丁目自治会
78	19	007	稲毛三丁目いずみ自治会
79	19	008	稲毛東町内会
80	19	009	稲毛南部自治会
81	19	010	稲毛アルコール自治会
82	19	011	稲毛東5丁目自治会
83	19	012	稲毛東6丁目自治会
84	19	013	稲毛東6丁目まつき自治会
85	19	014	稲毛町5丁目自治会
86	19	016	稲毛台自治会
87	19	017	稲丘町自治会
88	19	018	ハイマート稲毛自治会
89	19	019	稲毛台サンハイツ自治会
90	19	020	サンコーポ稲毛自治会
91	19	021	稲毛海岸自治会
92	19	022	コスモ稲毛ロイヤルステージ自治会
93	19	024	稲毛2丁目自治会
94	19	025	レジデンシャルコート稲毛自治会
95	19	026	ウェリス稲毛自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
96	20	002	天台ともしび自治会
97	20	003	天台親和会
98	20	004	天台新栄会
99	20	005	千草台団地自治会
100	20	006	萩台・天台あざみ自治会
101	20	007	萩台わかば自治会
102	20	008	萩台町自治会
103	20	009	西千葉サンハイツ自治会
104	25	001	園生町草野町内会
105	25	002	園生県営住宅自治会
106	25	003	園生長者山町会
107	25	004	園生町日堀町内会
108	25	005	園生町美園会
109	25	008	朝日自治会
110	25	009	草野団地町内会
111	25	010	京成園生団地自治会
112	25	011	長沼中央自治会
113	25	012	あやめ台自治会
114	25	014	コープ野村園生自治会
115	25	015	池の辺自治会
116	25	016	ダイアパレス稲毛自治会
117	25	017	ヴィルフォーレ稲毛団地管理組合法人
118	25	019	園生町サニークレスト稲毛自治会
119	25	021	ルネ・園生自治会
120	25	022	園生町新日自治会
121	25	023	ルネサンスアリーナ稲毛自治会
122	25	024	ザ・クイーンズガーデン稲毛自治会
123	25	025	ウイズ稲毛管理組合
124	37	001	小深町自治会
125	37	002	六方町自治会
126	37	003	小深町菱和団地自治会
127	37	004	あけぼの台自治会
128	37	005	長沼原台自治会
129	37	006	長沼原町自治会
130	37	007	山王町東自治会
131	37	008	山王町中央自治会
132	37	009	山王町西町内会
133	37	010	山王町南自治会
134	37	011	ゆかりの杜自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
135	39	001	作草部町第二町内会
136	39	002	作草部親交会
137	39	003	作草部県住自治会
138	39	004	作草部町都賀自治会
139	39	005	新生会自治会
140	39	006	作草部親和会
141	39	008	作草部第一町内会
142	39	009	作草部第三町内会
143	39	010	ハイマート西千葉自治会
144	39	011	西千葉グリーンハイツ自治会
145	39	017	東寺山町若緑会
146	39	018	ハイマート千葉自治会
147	39	021	レーベンハイム西千葉自治会
148	39	022	天台町内会
149	39	023	POPTOWN町内自治会
150	41	001	京成宮野木団地自治会
151	41	002	京成宮野木第二自治会
152	41	003	第一徳川園自治会
153	41	004	宮野木しずか台自治会
154	41	005	宮園自治会
155	41	006	京友会自治会
156	41	007	長沼町京成団地自治会
157	41	008	東建タウンハウス親和会
158	41	009	東建稲毛住宅自治会
159	41	010	稲毛ファミリーハイツ自治会
160	41	011	長沼協和自治会
161	41	012	あやめ台団地住宅管理組合
162	41	013	東宮野木自治会
163	41	014	長沼町京成第三団地自治会
164	41	016	あやめ台住宅地自治会
165	41	017	緑が丘自治会
166	41	018	つくしの台自治会
167	41	019	ライフタウン稲毛自治会
168	41	020	エグゼ稲毛自治会
169	41	021	長沼町内会
170	41	023	長沼町寿会
171	41	024	長沼町モアステージ稲毛自治会
172	41	025	若葉の丘自治会
173	41	026	宮の杜自治会
174	41	027	コスモアベニュー稲毛自治会
175	41	028	オーベル稲毛長沼管理組合
176	41	029	稲毛ローズタウン自治会
177	41	030	北宮野木自治会
178	49	005	緑町一丁目自治会
179	49	006	緑町西部自治会
180	49	007	黒砂第一自治会
181	49	009	黒砂北部自治会
182	49	010	黒砂台一丁目自治会
183	49	012	黒砂1丁目自治会

# 千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は、稲毛区役所地域づくり支援課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、稲毛区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 章 組 織

(組 織)

第4条 本会は稲毛区内の町内自治会長を会員とし、別表に掲げる地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉県町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会 長	1名	理 事	若干名
副 会 長	2名	監 事	2名
会 計	2名		

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。

- 2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。
- 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもってこれに充てるものとする。但し、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、稲毛区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示をうけて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示をうけて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会にはかり会長が別に定める。

(顧問および相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第 3 章 会 議

(会 議)

第 1 2 条 会議は、総会、理事会、及び三役会とする。

(総 会)

第 1 3 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分1以上の請求があったときに開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他重要な事項

4 会議の議事は出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理 事 会)

第 1 4 条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三 役 会)

第 1 5 条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたとき会長が招集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
- (2) 会務の執行上必要なこと。

## 第 4 章 会 計

(経 費)

第 1 6 条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第 1 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

## 第 5 章 補 則

(会則の改正)

第 1 8 条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(委 任)

第 1 9 条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会にはかって定める。

### 附 則

この会則は、平成 4 年 5 月 1 7 日より施行する。

### 附 則

この会則は、平成 1 7 年 5 月 1 4 日より施行する。

### 附 則

この会則は、令和 5 年 5 月 1 4 日より施行する。

別表（第4条関係）

地区町内自治会連絡協議会名		
1	第 6 地区（小中台中学校区）	町内自治会連絡協議会
2	第 1 5 地区（轟町中学校区）	町内自治会連絡協議会
3	第 1 9 地区（稲毛中学校区）	町内自治会連絡協議会
4	第 2 0 地区（千草台中学校区）	町内自治会連絡協議会
5	第 2 5 地区（草野中学校区）	町内自治会連絡協議会
6	第 3 7 地区（山王中学校区）	町内自治会連絡協議会
7	第 3 9 地区（都賀中学校区）	町内自治会連絡協議会
8	第 4 1 地区（緑が丘中学校区）	町内自治会連絡協議会
9	第 4 9 地区（緑町中学校区 緑・黒砂）	町内自治会連絡協議会

## 千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会表彰内規

(表彰の基準)

第1条 この内規は、稲毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。

- (1) 5年以上引続いて町内自治会長の職にあつて退任したもの。
- (2) 3年以上引続いて地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて退任したもの。
- (3) 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて在職中に死亡したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の決定)

第3条 第1条第2号・第3号の該当者については、会長が調査し、また、第1号の該当者については、理事の推薦により、それぞれ三役会理事会に付議したのち、総会において表彰するものとする。

(推せん書の提出)

第4条 前条により、第1条第1号の該当者を推せんする場合は、理事の推せん理由を付した推せん書をあらかじめ会長に提出しなければならない。

(表 彰)

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第6条 第1条各号に該当する表彰は、重複ならびに再表彰しないものとする。

### 附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める在職年数の計算の始期は平成22年4月1日とする。

## 千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会見舞金及び弔慰金内規

(趣旨)

第1条 この内規は、千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会会員（以下「会員」という。）の見舞金及び弔慰金について、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金)

第2条 千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会理事が傷病したときは、次の見舞金を贈る。  
10日以上の入院 5,000円

(弔慰金)

第3条 千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会会員が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。  
弔慰金 5,000円

附 則

1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。